

佐久総合病院老人保健施設 利用約款

契約するにあたっての重要事項

1. 約款の目的

介護保険制度の施行により、介護老人保健施設(以下単に「施設」という)の利用にあたっては、施設と利用者及びその家族との契約が必要になります。

利用の種類は、「入所施設サービス」「短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)《ショートステイ》」「通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)《デイケア》」「訪問リハビリテーション《訪問リハ》」の四つに分かれます。ただし、認定された要介護区分(要支援区分)によって、利用に若干の制限があります。(詳しくは「利用案内」に記載してあります)。

したがって、利用者及びその家族は、施設で行っているサービスの内容、利用料金、利用者の心得等を十分に理解したうえで、契約を結ぶことになります。この約款は、利用の契約にあたっての重要事項について述べたものです。

2. 利用の決定

- (1) 以下に示す諸項目に利用者及び家族が同意すれば、「佐久総合病院老人保健施設利用申込書」及び「佐久総合病院老人保健施設利用契約書及び同意書」を提出していただくことになります。
- (2) 利用の決定は、原則として、定期的で開催する当施設の「利用検討会議」で検討し、最終的には施設長が決定致します。
- (3) 当施設では、正当な理由がなく、介護保険施設サービスの提供を拒むことはありません。

3. 利用の終了

- (1) 利用者及び家族は、当施設に対し、終了の意思表示をすることにより、利用を終了することができます。
- (2) 当施設は、利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には、利用を終了することができます。
 - ①利用者が利用中に、利用に必要な要介護認定を得られなかった場合(入所の場合は介護度1以上、短期入所と通所の場合は要支援1以上が必要です)。
 - ②当施設における「利用検討会議」で、退所して居宅において生活ができると判断された場合。
 - ③利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、医療機関での入院治療が必要と判断された場合。
 - ④利用者及び家族が、当約款に定める利用料金を3ヵ月以上滞納し、催促しても支払いが行われない場合。
 - ⑤利用者が、当約款に掲げる禁止項目に違反した場合。
 - ⑥天災、災害等やむを得ない理由により、当施設を利用していただくことができない場合。

4. 利用料金

- (1) 介護保険の利用には、自己負担額があります。これは、別に定める利用料金表により利用者が支払います。これは事業の種類、要介護度区分によって異なりますが、

詳細については「利用案内」に記載してあります。

(2) その他の利用料として、以下に示すものは別に定める利用料金表により利用者が支払いをします。

①食費、おやつ代及び居住費

②日常生活品費(水道光熱費、整容用品、入浴用品、トイレ用品等)※タオル・日用品レンタルサービスあり。

③教養娯楽費(共用テレビ、雑誌、新聞、折り紙、色画用紙、模造紙、絵の具等)

④利用者が希望する特別な食事(注文食)の費用

⑤おむつ代(通所者のみ)

⑥理美容代(希望者のみ)

⑦私物の洗濯代(希望者のみ)

⑧テレビ使用料

(3) 以上のうち、食費及び居住費については、所得により減免措置があります。国で定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)に該当する利用者の自己負担額については、「利用案内」に記載してあります。この減免措置を利用するには、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」の提出が必要になります。

5. 職員の職種及び人員

当施設では、以下の職員でケアサービスにあたることを原則とします。

管理者(施設長) 1名

(1) 医師 1名以上

(2) 看護職員 10名以上

(3) 介護支援専門員 1名以上

(4) 介護職員 24名以上

(5) 支援相談員 1名以上

(6) 作業療法士 1名以上

(7) 理学療法士 1名以上

(8) 管理栄養士 1名以上

(9) 調理員 5名以上

(10) 事務員他 2名以上

また、デイケアに介護職員2名以上、看護師1名以上、リハビリ職員1名以上、訪問リハにリハビリ職員1名以上とします。

6. 施設の利用にあたって留意すべき事項

利用者及び家族の留意すべき事項は、以下の通りとします。

(1) 面会時間は、午後2時から午後5時までを基本とする。面会の際は、必ず事務室やスタッフルームに申し出たうえで、センターホールまたは面談室を利用することとします。ただし、他の利用者に迷惑を及ぼすと判断されたときは、遠慮してもらう場合があります。

(2) 食事時間は以下の通りとします。

朝食 午前 8時00分

昼食 午後 12時00分

おやつ 午後 3時00分

夕食 午後 6時00分

(3) 消灯時間は、午後8時とします。

- (4) 電話利用の場合は、施設電話又は持参の携帯電話を利用していただきます。
- (5) 居室での電気器具(テレビ、パソコン、ラジオ、電気毛布、扇風機等)の使用を希望する利用者は、施設職員に相談して下さい。
- (6) 施設内・敷地内禁煙となっております。
- (7) 所持品、備品の持ち込みは、居室の邪魔にならない限り、差し支えありません。
- (8) 多額の金銭あるいは貴重品は持ち込まないようにして下さい。
- (9) 利用者が、外出、外泊するときは、必ずスタッフに申し出て了解を得ることとします。
- (10) 利用時及び利用中に医療機関への受診が必要になった場合は、基本的に協力医療機関(佐久総合病院本院及び佐久医療センター)で行うものとします。ただし、他医療機関での受診を希望する場合はご相談下さい。また、歯科受診に関しては、本人のかかりつけ歯科医に診療を受けることができます。
- (11) 当施設を利用時及び利用中に医療機関への受診が必要になった場合の送迎及び付き添いは、基本的に家族の対応とします。ただし、緊急時は救急車の対応又はスタッフでの送迎及び付き添いも行ふこととします。
- (12) 利用者及び家族、面会者、他の者等による「営利行為」「宗教の勧誘」「特定の政治活動」は、禁止します。
- (13) ペットの持ち込みは、禁止します。
- (14) 他の利用者の迷惑になる行為は、禁止します。その状況に応じて、利用を制限する場合があります。

7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針に則ってサービスの提供を行います。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

8. 身体拘束

- (1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (2) ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合に、施設長が判断し、家族の了承のもと、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録及び身体拘束記録に記載し、随時必要性を評価します。

9. 秘密の保持・個人情報の保護

- (1) 施設では、「個人情報保護法」に基づき、個人情報他が洩れぬように、その安全管理に努めます。
- (2) 当施設職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密は、第三者に洩らすことなく、きちんと守ります。
- (3) 利用者の病状に関して必要に応じ、主治医あるいは協力医療機関のソーシャルワ

ーカー(医療相談員)等の意見を求めることがあります。

- (4) 市町村担当者あるいは居宅介護支援事業者(地域包括支援センター、訪問看護ステーションなど)等に対して、利用者に関する情報提供を行う場合は、あらかじめ文書により利用者(利用者が不可能な場合は家族)から同意を得るものとします。

個人情報の利用目的

佐久総合病院老人保健施設では、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

10. プライバシーに関して

当施設では、利用中快適に過ごしていただけるよう、プライバシーの保護を十分に配慮致します。ご要望等があれば、職員にお声をかけて下さい。

11. 緊急時の対応

- (1) 利用者に対し、施設医師の医学的判断により必要な場合は、協力医療機関である佐久総合病院本院及び佐久医療センターに診察を依頼します。
- (2) 利用者に対し、当施設での対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判定された場合には、他の医療機関を紹介し、必要な場合は入院していただくことがあります。

1 2. 事故発生時の対応

- (1) 施設利用中に予測される事故については、全国の老健施設での統計では、転倒と転落事故が最も多く、それによる傷害としては骨折が最も多く挙げられています。このことについては、利用開始時に説明をさせていただきますので、その危険性についてご理解をお願いします。
- (2) 当施設では、事故防止のために「事故防止委員会」を設けて防止に努めておりますが、万一事故が発生した場合は、当施設の「事故防止マニュアル」によって対応します。
- (3) 以上の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡をします。

1 3. 要望または苦情等の申し出

- (1) 利用中に要望または不満(不服)がある場合は、苦情処理担当者(支援相談員)に遠慮なく申し出て下さい。申し出の方法については、施設内にも掲示致します。申し出については、施設で検討した上で回答致します。他に、長野県国民健康保険団体連合会(電話：026-238-1555)及び各市町村の苦情処理の窓口(例/佐久市役所：0267-62-2111)、また長野県社会部厚生課(電話：026-235-7128)及び佐久地方事務所厚生課(電話:0267-63-3140)にご相談いただくこともできます。

1 4. 賠償責任

当施設の責任によって利用者が損害を被った場合、また利用者の責任によって当施設が損害を被った場合、両者で協議して決定します。

1 5. 施設入所について

- (1) 介護保険証の確認
ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- (2) 介護保健施設サービスについての概要
当施設でのサービスは、在宅復帰を目的とした施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
- ◇医療：介護老人保健施設は、入院の必要のない状態の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇リハビリテーション：施設内でのすべての活動が、リハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇生活サービス：当施設入所中も明るく、家庭的な雰囲気のもとで生活していただける

よう、常に利用者の立場に立って運営しています。

※なお、料金等に関しては「利用のご案内」をご参照ください。

16. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者及び家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

※なお、料金等に関しては「利用のご案内」をご参照ください。

17. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者及び家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

※なお、料金等に関しては「利用のご案内」をご参照ください。

18. 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)について

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)についての概要

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)については、要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、医学的管理の下における在宅でのリハビリテーションを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者及び家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

ます。

(3) 訪問の範囲

佐久市（入沢、臼田、勝間、上小田切、北川、清川、下小田切、下越、田口、中小田切、平林、三分、湯原、跡部、新子田、今井、岩村田、内山、大沢、太田部、鍛冶屋、小宮山、桜井、猿久保、志賀、瀬戸、高柳、塚原、常和、伴野、取出町、中込、鳴瀬、根岸、根々井、野沢、原、平賀、平塚、平林、本新町、前山、三河田、三塚、横和）、佐久穂町（上、海瀬、高野町、宿岩、余地、平林、大日向）

※なお、料金等に関しては「利用のご案内」をご参照ください。

附則

1. この利用約款規程は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
2. この利用約款規程は、平成 30 年 7 月 1 日から一部改訂、施行する。
3. この利用約款規程は、令和 3 年 9 月 1 日から一部改訂、施行する。
4. この利用約款規程は、令和 6 年 1 月 1 日から一部改訂、施行する。
5. この利用約款規程は、令和 8 年 10 月 1 日から一部改訂、施行する。

日課表

当施設の 1 日の流れです。共通サービスを基本とし、ご本人の状態やご要望、また、ご家族のご意向等を組み込み、個別の日課表を検討致します。

時間帯(目安)	共通サービス
3 : 0 0	確認
6 : 0 0	起床…洗面、洗顔
8 : 0 0	朝食サービス…朝食後口腔ケア
1 0 : 0 0	健康チェック(血圧測定、体温測定等バイタルチェック)
	入浴（一般浴・機械浴） 週 2 回
1 2 : 0 0	昼食サービス…昼食後口腔ケア
1 4 : 0 0	集団リハビリ・レクリエーション等
1 5 : 0 0	お茶
1 8 : 0 0	夕食サービス…夕食後口腔ケア
2 0 : 0 0	消灯
0 : 0 0	確認

※1 排泄に関しては、ご本人の状況に応じ、個別サービスとして対応します。

※2 個別リハビリテーションは、1 回 2 0 分間を基本とし、個別サービスとして状態に応じ対応します。

※3 ご本人、ご家族と協議のうえ、作成したサービス計画書は、確認の署名をいただいた後、ご本人・ご家族へ交付致します。

なお、サービス内容に関し、ご質問等ありましたら、随時対応致します。
支援相談員、または看護・介護職員にお声かけ下さい。